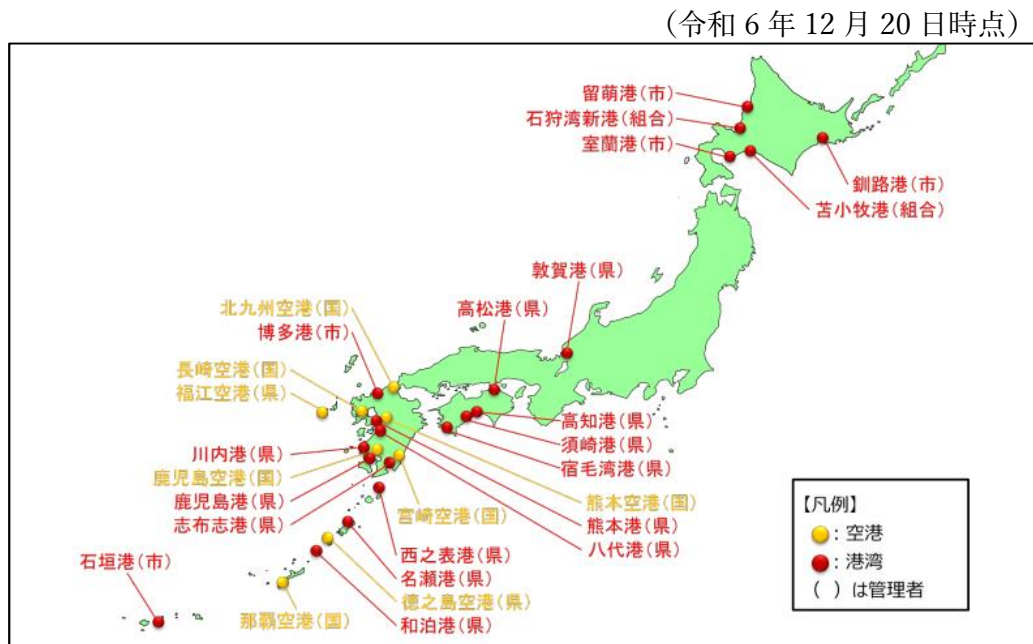


特定利用空港・港湾について

1. 特定利用空港・港湾の概要

国は、総合的な防衛体制の強化の一環として自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、国とインフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」とし、当該空港・港湾においては、民生利用を主としつつ自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備または既存事業の促進を図るとしている。

全国における特定利用空港・港湾の状況は、令和6年4月1日の初回の指定に続き、同年8月26日に追加指定が行われ、現在、全国で8空港および20港湾の28施設が指定されている。



2 これまでの経緯について

令和6年10月9日、国（内閣官房、国土交通省、防衛省）から本県が管理する青森空港及び青森港を特定利用空港・港湾の対象に検討しているとの説明があり、県としては、同空港及び港湾が所在する青森市の意向が重要であることから、国に対し、同市への説明の機会を求めるとともに利用者や地域が不安等を抱くことのないよう国等に対して不明な点等の確認を行ってきたところ。

令和7年2月10日には、国（内閣官房、国土交通省、防衛省）から青森市への説明が行われた。

【主な経過】

令和6年10月9日 国から青森県への説明

令和7年2月10日 国から青森市への説明